福島社発第　　５　号
平成２８年　４月１１日

開業会員　各位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

「被災事業者の事業再開・再生支援事業」に関わる専門家の募集について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の運営にご協力賜わり感謝申し上げます。

平成２７年６月１２日の閣議決定に基づき、原子力事故により被災された方々の置かれている状況に寄り添った支援を実施し、事業・生業の再建を可能とするため、国・県・民間が一体となって人員や資金等を手当てし、復興支援を行う「福島相双復興官民合同チーム」（以下「官民合同チーム」という。）が創設されました。官民合同チームでは、平成２７年度に被災事業者を個別に訪問し、事業再開の意向を確認し、平成２８年度は、事業再開を希望する被災事業者に対して事業再開等（廃業も含む）の支援を行います。

このたび、社労士会に就業規則の策定・見直し、職場環境の整備、人材確保（助成金の活用等）、労働社会保険の手続き等の事業再開等に関わる支援について協力要請があり、理事会で検討し協力することといたしました。

つきましては、専門家として被災事業者の事業再開・再生のため業務を受託し協力を希望される方は、下記により４月２８日（木）までお申込みいただきたくお願いいたします。

なお、この事業の概要及び手順等については、オリエンテーションを開催いたしますので、後日ご連絡いたします。

記

1.　社労士会及び専門家（社労士）が関わる事業の概要

【事前準備】

①登録者リストへの登録

応募要件に該当し、業務の受託を希望し、この事業への協力できる会員はお申込みください。希望者がいない支部は、支部に推薦を依頼します。

②官民合同チームと社労士会で覚書締結、登録者リストを官民合同チームに提出

③登録者と官民合同チームの基本契約書締結

契約内容：目的、個別業務の別途契約、免責、報告等

【専門家の選定、業務の実施】

①官民合同チームから社労士会に「提案依頼書」通知

官民合同チームで被災事業者とのカウンセリングを繰り返し行い、具体的な支援策を「提案依頼書」にまとめる。（どうしたいか、そのために何をクリアすればよいか、必要な措置は何か）

②社労士会より該当地域の専門家あて提案依頼書に基づく「提案書」提出を依頼
該当地域の専門家は、官民合同チームが作成の提案依頼書に対して、業務受託を希望する場合は、より具体的な業務内容（就業規則の策定・見直し、労働社会保険の手続き、助成金の申請手続き等）、実施スケジュール、業務の見積額について、「提案書」として社労士会に提出（業務の受託を希望しない場合は、提案書の提出は必要ありません。）

③社労士会は、原則、提出された専門家ごとの提案書すべてを官民合同チームに提出

④官民合同チームで提案書を精査し、見積額、社労士の経験等により選定
（被災事業者に提案書を提示し、合意を得て決定･･･被災事業者から「支援申込書」を提出）

⑤選定された専門家と官民合同チームで「業務委託個別契約書」締結、提案書に基づく支援を実施
契約内容：個別業務、作業期間、金額等

⑥支援終了後、官民合同チームから専門家に所定の費用を支払い

2. 応募要件

(1) 開業５年以上で労務管理及び労働社会保険の手続き等の知識・経験を十分有していること。

(2) 社労士賠償責任保険に加入していること、または加入すること。

(3) 自己の業務が繁忙でこの事業の実施に支障をきたさないこと。

3. 応募期限　４月２８日（木）事務局必着

締切：４月２８日（木）

平成２８年４月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様
（FAX　０２４－５３４－５４３２）

「被災事業者の事業再開・再生支援事業」に関わる専門家の募集について（回答）

＿＿＿＿支部　＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「被災事業者の事業再開・再生支援事業」に関わる専門家に申し込みます。

官民合同チームの概要

- 平成２７年８月２４日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。チーム員は総勢１６０人体制で、県内（福島、郡山、いわき）及び都内の計４拠点に常駐。
  ※160人のうち約100人が事業者訪問を行う訪問グループ員（2人1組の50組体制）
- チーム発足翌日（２５日）から事業者訪問を開始。約８０００の被災事業者を対象に、訪問・支援を展開。

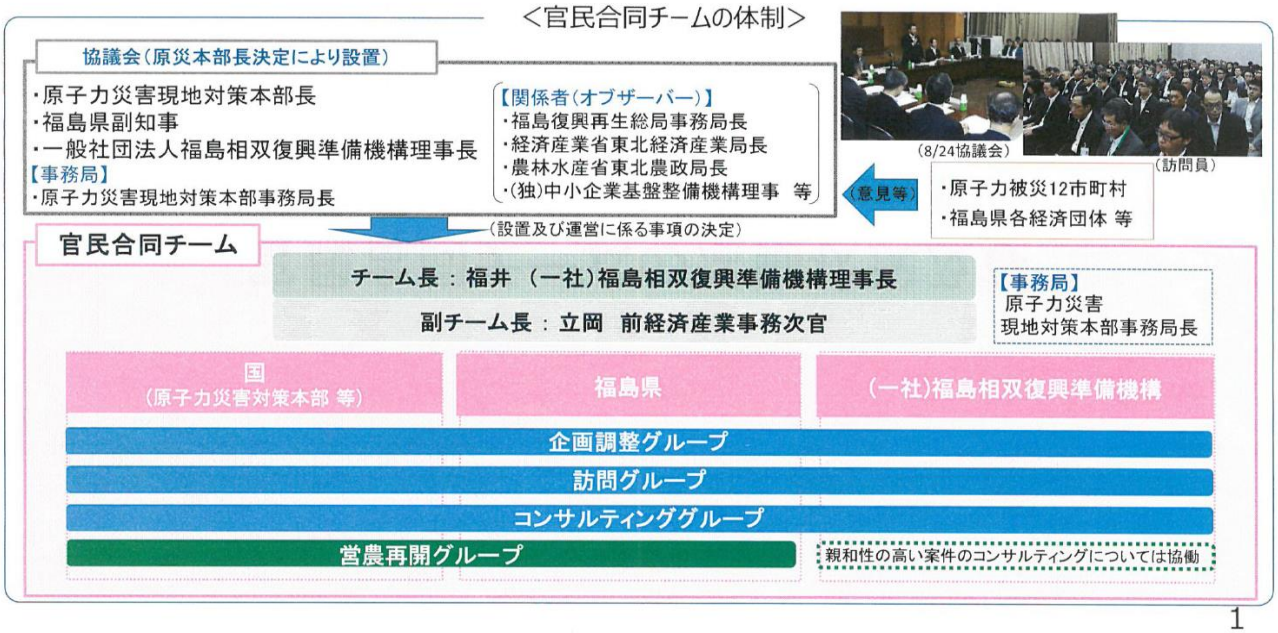

1

商工業者に対するこれまでの訪問実績

1．個別訪問件数

これまで訪問に同意をいただいた事業者を中心に個別訪問を実施。3月25日までの約6ヶ月の間において、5,728件の事業者に対し連絡を行い、3,504件の事業者に訪問。

事業者への連絡(架電)済み件数	5,728
訪問件数	3,504

※以下は、3月25日時点で官民合同チーム内のデータベースに報告が完了している案件について分類したものであり、3月25日時点の総訪問件数(3,504件)とは一致しない。

2．事業再開の意向

- 訪問した事業者のうち、地元で事業を再開済み/地元で継続中の事業者は21%、避難先等で事業を再開している事業者は27%、休業中の事業者は46%。
- 地元での事業再開・継続を希望する事業者の合計は43%。

●地元で事業を再開済み/地元で継続中・・・・・・・・・・・・・・・・ 21%
●避難先等で事業を再開済み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27%
　うち、①将来、帰還して地元で事業を再開したい（8%）
　　②将来も避難先等で事業を継続したい（17%）
●休業中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46%
　うち、①将来、帰還して地元で事業を再開したい（14%）
　　②将来、避難先等で事業を再開したい（4%）
　　③将来の事業の再開は難しい（17%）
●事業を再開しない（廃業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5%
●その他・・ 2%

→ 地元での事業再開・継続を希望：合計43%

2

被災１２市町村の事業者の自立支援策

平成27年度補正：228億円（基金・3年）　平成28年度：13．2億円

➢平成２７年８月２４日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設し、その翌日（２５日）から事業者訪問を開始。年末までの約2900の事業者訪問の結果を踏まえ、以下の被災１２市町村の事業者向け支援策を策定。

Ⅰ 事業者の方々に寄り添った訪問・相談支援の強化

27年度補正　82億円(基金)

官民合同チームにおける、専門家による訪問、相談支援体制を強化。コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者に寄り添った訪問・相談支援を実施。

Ⅱ 事業・生業の再開等を行う方々への思い切った支援

1．人材確保支援

①人材マッチングによる人材確保支援　28年度：5億円

・１２市町村内外からの人材確保を図るため、人材コーディネーターによる人材マッチングを行う。
・引越等の移転を伴う就職者に対して、支度金を給付。

②被災地における雇用支援（緊急雇用創出事業臨時特例基金にて対応）

・産業施策と一体となった雇用面での支援を行い、産業の早期自立と安定的な雇用の確保を図るため、被災求職者を雇用した事業者に対して一定額を補助。

③自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の創設（28年度：320億円（基金））

・福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新増設を行う企業を支援。
従来の製造業に加え、卸、小売業等も対象とするとともに、社宅等も対象。

2．設備投資等支援

○中小・小規模事業者の事業再開等支援　27年度補正 74億円（基金）

１２市町村で被災した中小・小規模事業者の自立を集中的に支援し、まち機能の早期回復を図るため、事業者の事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助。

3．販路開拓等支援

28年度：3.7億円

○6次産業化等に向けた事業者間マッチング・経営者の右腕派遣

販路開拓や新ビジネス創出に向けた事業者間マッチングを行うとともに、経営者に伴走する専門家を派遣。

4．その他

①商工会議所・商工会の広域的な連携強化　28年度：1億円

各商工会議所・商工会が広域的に連携し、官民合同チームと協力しつつ、市町村の枠を超えた事業者間の連携を促進。また、事業者を対象としたセミナー開催などを実施。

②地域の伝統・魅力等の発信　28年度：0.5億円

地域の誇り・魅力となるような伝統工芸品や特産品（地元の農・商工産品）などを国内外に発信するため、展示会への出展等を行う事業者等を支援。

Ⅲ 事業を譲渡される方々、事業再開に至らなかった方々の新たな生きがい・やりがい創出

○つながり創出を通じた地域活性化支援事業　28年度：1.6億円

地域の人と人のつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組（例えば、地元地域の農・商工産品等を活用した取組、地域の防犯パトロール、技術の伝承など）を行うグループ等の活動を支援。

Ⅳ 事業者の帰還や事業再開を後押しする需要の喚起

①事業再開・帰還促進事業　27年度補正 72億円（基金）

市町村が各々の実情を踏まえ実施する、地元事業者からの購入を促す取組など需要喚起や住民の帰還を後押しする取組に関して、市町村へ交付金を交付。

②生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援　28年度：1.4億円

地元商店による共同配達や医療サービス等の移動・輸送手段等の支援。

5

Ⅴ オールジャパンの総合力で、元気の出る新しい地域を創造

平成28年度　143．4億円（新規）

福島イノベーション・コースト構想の具体化

➢イノベーション・コースト構想の実現に向けて、拠点の整備を推進するとともに、地域産業の復興に資する実用化開発等を支援し、プロジェクトの事業化と具体化を図る。

既に事業化が進んでいるものの例

モックアップ試験施設（楢葉町）

- 原子炉格納容器下部の漏えい箇所を調査・補修するロボット等の機器・装置の開発・実証試験等の実施を想定。
- 本年10月19日に開所式を実施（研究管理棟は完成）。来年４月ごろに、試験棟を含めた本格運用開始（予定）。

福島浜通りロボット実証区域

- 橋梁、トンネル及びダム・河川その他山野等を利用したロボット実証区域。
- 12月22日時点で、14の開発事業者が31の実証試験を希望。2件の実証試験が行われ、その他については、市町村とマッチング中。

（橋梁点検）

（火山災害調査）

平成28年度の経産省の主な取組の方向性

ロボットテストフィールド　28年度：51.0億円

- 福島浜通り地域において、福島県の重点産業であるロボット分野の地元中小企業や県外先進企業による産業集積を構築し、被災地の自立と地方創生のモデルを形成するため、ロボットテストフィールド及び研究開発施設等を整備する。

イメージ図

共同利用施設（ロボット技術開発等関連）

28年度：21.7億円

- 福島県浜通り地域においてロボット分野等の先進的な共同利用施設の整備、設備等の導入等を行う。

イメージ図

地域復興実用化開発等促進事業

28年度：69.7億円

- ロボット技術等イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

実現可能性調査（ＦＳ調査）

28年度：1.0億円

- 今後プロジェクトの具体化を進めて行くに当たり必要な調査等を実施する。

6

1. 自立支援の概要（事業再開・再生支援の概要）

- 事業・生業や生活の再建を目的として、新たな支援主体（官民合同チーム）が事業者を個別に訪問、事業再開・再生に向けた支援を実施して参ります。

背景

・未だ復興に向けた道筋が見えないとの声が依然として地元には存在
・発災から5年以上が経過し、長期避難に伴う課題も顕在化
・被災事業者等は、事故前に比べた顧客・取引先の減少や、長引く風評被害等により厳しい事業環境が継続

新たな支援主体（官民が一体となったチーム）を創設
まずは避難している事業者（約8,000社）への個別訪問・相談支援を実施

官民合同Tの活動

個別訪問	・事業者の方々を個別に訪問し、今後の事業の方向性等の意向をお伺い
事業再開再生支援	・事業者とのカウンセリングを経て、事業者の意志決定をサポート ・社労士や弁護士、税理士等の専門家と連携し支援を実施

2

2. 自立支援の流れ(事業再開・再生支援の位置づけ)

- まずは事業者の方々を個別に訪問し、個々の事業者の意向等を確認します。
- その後、複数回のカウンセリングを通じて事業者本位の支援メニューを提示し、事業者に確認いただきつつ、意思決定をサポートいたします。

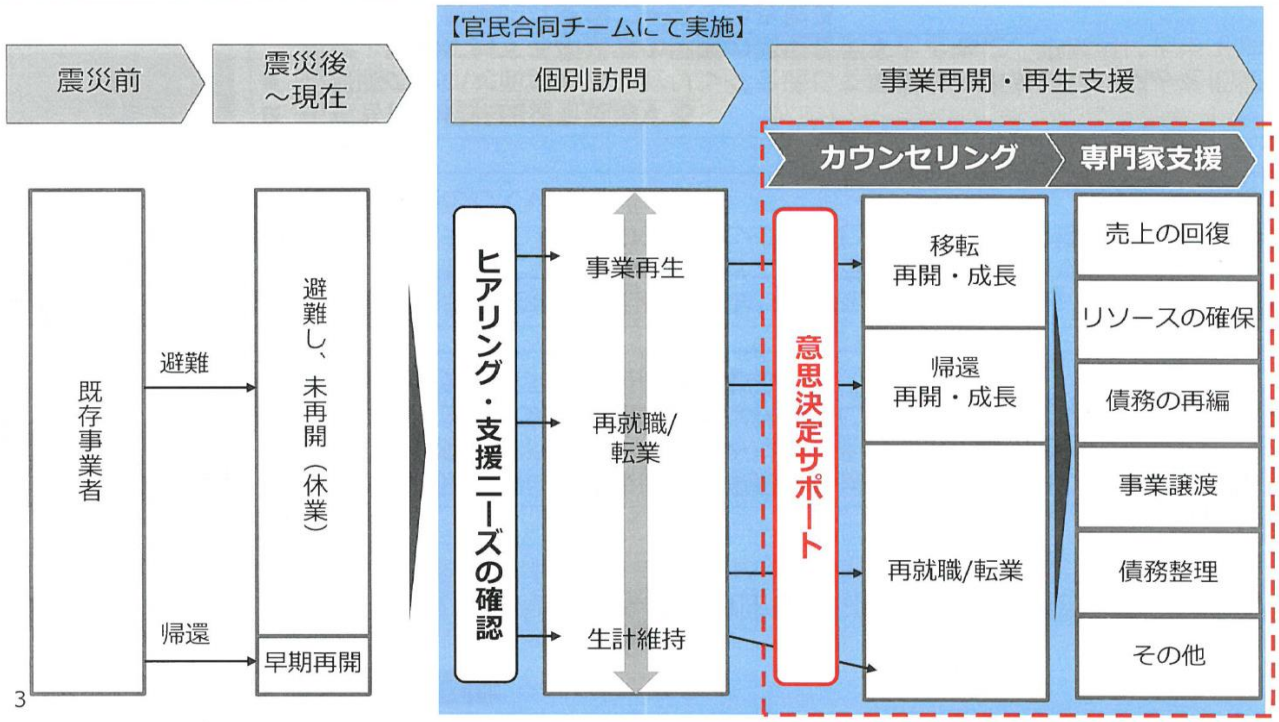

3

7. 専門家による支援実行詳細

- 事業者と合意した支援メニュー（提案依頼書）が、対応可能な登録専門家に提示されます。
- 支援実行に向けて、事業者と専門家がスムーズに合意いただけるようコンサルタントがサポートします。
- 支援実行中も、事業者に対し、コンサルタントがフォローアップを実施します。
- 支援完了後、提案依頼書に則した検収を経て、専門家に所定の費用をお支払いします。

契約締結　（中間報告）　最終報告　合意・検収

専門家マッチング　支援実行

	①専門家選定	②支援実行	③支援完了（検収）	④支払
概要	➢支援メニューを実施可能な専門家を登録リストから選定 ➢コンサルタントが専門家へ提案依頼書を提示 ➢専門家が事業者へ支援内容を提案（提案書の提示） ➢事業者が同意し、支援可能となれば専門家と契約締結	➢専門家は専門的支援を実行 ➢コンサルタントは中間報告・最終報告の場（右記）を設けるなど実施状況を随時共有	➢支援が完了した際に、専門家、事業者、コンサルタント、官民合同Tの３者が同席する合意の場を設定 **※複数の支援メニューを実施する事業者** 支援完了合意後に再カウンセリングを実施し、その後次の支援を実施する専門家を選定	➢専門家に対し、所定の費用の支払いを実施

8

8. 契約関係イメージ

- 専門家は、官民合同チーム（社団）と業務委託契約等を締結します。
- 事業者とも役務提供契約を締結します。

基本契約締結
（専門家リスト登録時）
➢【専門家⇔官民合同チーム（社団）】
①業務委託の枠組みに関する基本契約を締結

提案書提示・合意
➢【専門家→事業者】
②提案書を提示、説明・質疑応答（コンサルタントも同席）
➢【事業者→官民合同チーム（社団）】
・事業者の申込意思を確認
③申込む場合はその場で「支援申込書」に記入（その場で判断できない場合は後日架電）

個別契約締結
➢【専門家⇔官民合同チーム（社団）】
④個別案件毎に業務委託契約を締結
➢【事業者→専門家】
・事業者の申込意思を確認
⑤申込む場合はその場で「支援申込書」に記入（契約書による契約締結可。ただし事前に専門家⇔社団にて内容確認）

専門家支援開始
➢専門家が支援を開始

申込書・契約書スキーム

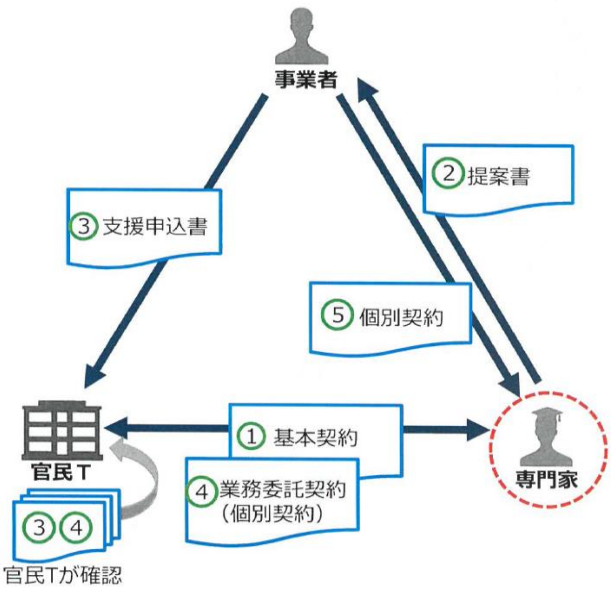

10